

宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載要領

平成 28 年 2 月 28 日
福祉保健部指導監査・援護課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という）第2条（4）に規定する評価調査者の登録名簿作成等を定めることを目的とする。

(登録名簿)

第2条 県は、評価調査者としての要件を満たす者の氏名、評価区分、所属評価機関等を記載した一覧表を、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という）として管理し、インターネットの県のホームページ上で公表する。

(登録名簿への登載)

第3条 認証要領第2条（3）のa又はbに該当し、かつ認証要領第2条（4）に該当する者を登録名簿（名簿様式第1号）に登載する。

2 前項に該当する者の登録名簿への登載は、所属する評価機関からの宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載申請書（名簿様式第2号）の提出により行い、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領第5条に定める養成研修の修了証書及び宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領実施細則第3条に規定する必要な実務経験又は資格を証する書類を添付するものとする。

3 登録名簿の登載期間は、養成研修の修了証書の発行日から3年が経過した日の属する年度の末日までとする。

(登載内容の変更)

第4条 評価調査者は登録名簿の登載期間中に登載内容を変更する必要がある場合には、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載事項変更申請書（名簿様式第3号）により変更申請を行うものとする。

(登録名簿の登載更新及び延長)

第5条 登録名簿の登載期間中に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領に定める継続研修を修了した者については、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載更新申請書（名簿様式第4号）の提出により、登載期間終了後3年間の登載期間の更新を行う。

2 災害等やむを得ない事由により継続研修を修了できなかった場合には、所属する評価機関からの宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載期間延長申請書（名簿様式第5号）の提出を受け、県が妥当と認めるときには、登載期間を1年延長することができる。

なお、延長期間中に登載期間を更新する場合には、延長前の登載期限からの3年間とする。

(通知)

第6条 県は登録名簿の登載又は更新並びに延長等を行うたびに、評価機関に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載等通知書(名簿様式第6号)により通知する。また、県は評価調査者に対し、評価機関を通じ、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿登載等通知書(名簿様式第7号)により通知する。

(資格証)

第7条 県は登録名簿の登載又は更新並びに延長した評価調査者に対し、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者資格証(名簿様式第8号)を発行し、交付する。

2 宮崎県福祉サービス第三者評価調査者資格証の有効期限は登録名簿の登載期限と同一とする。

3 登録名簿の登載期間中に、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者資格証を紛失し、又は著しく損傷した場合、評価調査者は、その所属する評価機関を通じて、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者資格証再交付申請書(名簿様式第9号)により再交付の申請を行う。

4 県は、前項の規定による申請があったときは、宮崎県福祉サービス第三者評価調査者資格証(名簿様式第10号)を発行し、再交付する。

(登録名簿からの削除)

第8条 県は、登録名簿に登載した評価調査者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録名簿から削除する。

(1) 宮崎県福祉サービス第三者評価調査者登録名簿削除申請書(名簿様式第11号)により本人から申し出があったとき。

(2) 不正な行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められる等削除することが適切と判断されるとき。

(登録名簿への再登載)

第9条 前条の規定により、登録名簿から削除された者が、再度登録名簿への登載を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。

2 第8条(2)に該当する場合にあっては、削除に当たって県の判断した年限の間、再登載を行わない。

(委任)

第10条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

本要領の施行前に宮崎県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領に定

める継続研修を修了した者については、本要領施行日において県は職権により平成25年度以降に修了した者を登録名簿に登載し、その登載期間は修了証書の発行日から3年が経過する日の属する年度の末尾までとする。

この要領は、令和6年3月29日から施行する。